

改善箇所説明図



方向指示器(シグナルランプ)

基準不適合発生箇所

対象車両の方向指示器（シグナルランプ）において、製造時の部品管理が不十分のため、レンズの熱処理が適切に行われず、レンズにひび割れを生じるものがある。そのため、道路運送車両の保安基準 64 条の 3(方向指示器)に抵触するおそれがある。

改善の内容

全車両、前後左右のシグナルランプのレンズを良品に、ガスケットを新品に交換する。

注： は、交換部品を示す。

識別：改善済車両には、シート下のフレームクロスパイプに白色ペイントを塗布する。